

公 告

県営ため池等整備事業下村池地区の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 4 項の規定に基づく協議をしたいので、同条第 6 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定により、この旨を公告し、変更後の当該土地改良事業計画の概要を次のとおり縦覧に供する。

なお、変更後の土地改良事業計画の概要に意見がある者は、同条第 9 項の規定により縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和 7 年 12 月 19 日

和歌山県知事 宮 崎



- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画概要書
県営ため池等整備事業下村池地区
- 2 縦覧期間
令和 7 年 12 月 19 日から令和 8 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧場所
(1) かつらぎ町建設課
伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地
(2) 和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課ホームページ
<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/index.html>
- 4 意見書の提出について
(1) 提出先
和歌山県農林水産部農林水産政策局農業農村整備課
ア 郵送の場合 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目 1 番地
イ 電子メールの場合 e0705001@pref.wakayama.lg.jp
(2) 記載事項
① 事業名及び地区名
② 意見の内容及び理由
③ 意見提出者の氏名及び住所（法人にあつては名称及び所在地）並びに連絡先
（電話番号及びメールアドレス又はそのいずれか）
(3) 提出上の注意
① 意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
② 提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答致しませんので、あらかじめご了承ください。
③ 電話での意見はお受けできません。